令和5年度第1回埼玉県手話環境整備施策推進懇話会

次 第

日 時:令和5年6月30日(金)

19:00~20:45

場 所:埼玉会館3B会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
- (1) 第7期埼玉県障害者支援計画に盛り込む主な施策について
- (2) 埼玉県手話施策推進に当たっての提言について
- (3) 令和5年度の懇話会の進め方について
- 4 閉 会

(資料一覧)

次第、座席表、委員名簿

資料1 手話を使用しやすい環境の整備に関する施策についての意見 の提出について

資料1別紙 第7期埼玉県障害者支援計画に盛り込む主な施策(案)

資料2 埼玉県手話施策推進に当たっての提言(案)

資 料3 令和5年度手話環境整備施策推進懇話会の開催スケジュール

参考資料 1 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

参考資料 2 埼玉県手話言語条例

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会 委員名簿

令和5年4月1日現在

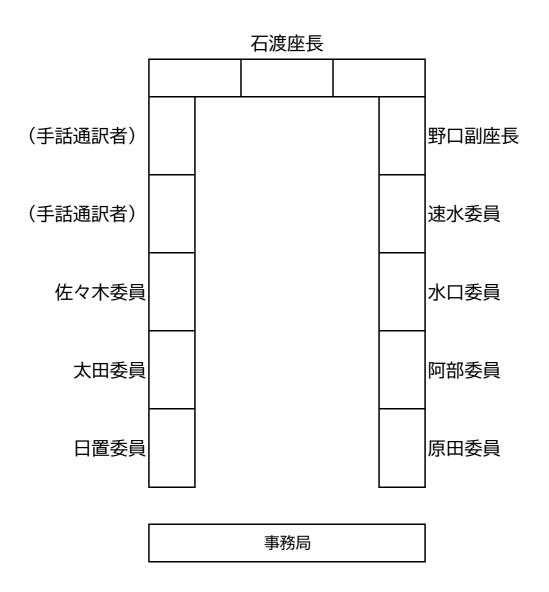
分野	氏名	所属	役職	任期
聴覚障害者団体 関係	のぐち よしのぶ 野口 宜伸	一般社団法人 埼玉県聴覚障害者協会	組織委員長	1期目
聴覚障害者支援 機関の関係者	速水 千穂	社会福祉法人 埼玉聴覚障害者福祉会	理事	1期目
	ひおき つかさ 日置 司	埼玉聴覚障害者情報センター	次長	1期目
手話通訳関係者	ささき りょうこ 佐々木 良子	埼玉県手話通訳問題研究会	副運営委員長	1 期目
手話サークル 関係者	************************************	埼玉県手話サークル連絡協議会	事務局長	2期目
学識経験者	いしわた かずみ 石 渡 和実	東洋英和女学院大学	名誉教授	1 期目
学校教育関係者	はらだ あつし 原田 篤	県立特別支援学校 大宮ろう学園	校長	_
于IXX月民际日	あべ ひろゆき 阿部 弘之	県教育局義務教育指導課	教育指導幹	_
障害福祉関係 行政職員	みずぐち ゆうか 水口 優花	富士見市障がい福祉課	課長	1 期目

令和5年度第1回 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会 座席表

日 時:令和5年6月30日(金)

19:00~

場 所:埼玉会館 3B会議室





令和5年9月 日

埼玉県障害者施策推進協議会 会長 佐藤 陽 様

> 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会 座長 石渡 和実

手話を使用しやすい環境の整備に関する施策についての意見の提出について

標記について、当懇話会における協議の結果を下記の通り、次期障害者支援計画策定に対する意見として提出します。

記

1 基本的な考え方

施策の検討に当たっては、以下の考え方を基本としています。

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ろう者は、手話という異なるコミュニケーション手段を用いていることを前提に、 手話を学ぶ機会の提供や学校教育現場における各種取組を通じ、手話の普及やろう 者の理解促進に努める。

(2) 手話を使いやすい環境整備

手話通訳者等の確保・育成に努めるとともに、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を行い、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図る。また、<u>ろう者が社会生活を営む上で手話による情報取得ができるよう、必要な支援に取り組むなど手話を使いやすい環境の整備を進める。</u>

2 盛り込む施策について

施策体系「Ⅱ地域生活を充実し、社会参加を支援する」の「5社会参加の支援」の 小柱「(4) 東京2020パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振 興」に新たに1つの施策を追加する。

また、現行の<u>4つ</u>の施策について内容を一部変更する。 施策の詳細については別紙の通り。

第7期埼玉県障害者支援計画に盛り込む主な施策(案) 埼玉県手話環境施策推進懇話会からの意見より

No	第6期 施策番 号	施策内容	担当課
1	113	IT(情報通信技術)の急速な進展に対応するため、 <mark>障害特性に配慮した</mark> IT 講習会の開催やITサポート推進員などの活用などにより、障害者のIT技 能の向上と情報格差の解消を図ります。	障害者福祉推進課
2	116	聴覚障害児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。 <u>また、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。</u>	障害者福祉推進課
3	118	ICTによる遠隔手話サービスの導入、 <mark>電話リレーサービスの普及啓発など</mark> 聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。	障害者福祉推進課
4	282	障害者や高齢者など全ての人々が利用しやすい県有施設に改善するため、障害者対応トイレ <u>の設置や視覚及び聴覚による情報保障の整備など、</u> バリアフリー化を推進します。	管財課 財務課
5	新	2025年デフリンピックの周知を図り、ろう者スポーツの普及啓発を行います。また、ろう者スポーツを含む障害者スポーツを一緒に楽しむことができるイベントなどを通じて、共生社会の実現を目指します。	スポーツ振興課

埼玉県手話施策推進に当たっての提言(案)

令和5年○月○○日 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会

1 趣旨

手話は日本語とは異なる独自の体系を持ち、文字情報に置き換えることのできない言語です。言語とは、地域社会を形成するうえで必要不可欠なものであり、その言語を使用するコミュニティ文化と密接に紐づいていることから、数の多少で軽視されることがあってはならないという認識の下、手話の普及、ろう者(「盲ろう者、ろう重複者」を含む。以下同じ。)等、手話をコミュニケーション手段とする人に対する理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備に関して、県の施策推進の方向性並びに市町村の取組促進に向けた県の支援の方向性を、埼玉県手話環境整備施策推進懇話会の意見として県に対して提案するもの。

2 基本的な考え方

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ろう者は、手話という日本語とは異なるコミュニケーション手段を用いている ことを前提に、手話を学ぶ機会の提供や学校教育現場における取組を通じ、手話 の普及やろう者に対する理解促進に努める。

(2) 手話を使いやすい環境整備

手話通訳者の確保・育成に努めるとともに、市町村に対する情報の提供・助言 その他の必要な支援を行い、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を 図りながら、ろう者が、社会生活を営む上で手話による情報取得ができるよう、 必要な支援に取り組むなど手話を使いやすい環境の整備を進める。

3 目標

現状を踏まえて手話の普及度を的確に示す指標を定め、県及び市町村が施策を進める上での目標とする。

なお、県は市町村に対して、数値だけでなく施策の中身についても十分な検討が なされるよう働きかける。

(令和3年度) (令和8年度)

・市町村における手話言語条例の制定数 38市町 ⇒ 全市町村

・手話普及に関する独自施策実施市町村数 41市町 ⇒ 全市町村

手話奉仕員養成(入門課程)実施市町村数 53市町 ⇒ 全市町村

4 施策展開

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

【手話を学ぶ機会の確保等】

- ① ろう者以外の方がろう者と出会い、手話に触れる機会の創出に努める。
- ② メディアを活用して自然に手話を目にする機会の創出に努める。
 - ・ 埼玉県の観光地への手話観光ガイド設置を促進し、地域の振興を図る。
 - ・ 県のホームページやインターネット、テレビ、デジタルサイネージなどを活用し手話の動 画を配信し、手話を見・触れる機会を増やす。
 - 自治体や公共施設でのデジタルサイネージなどを活用し、手話による情報提供を行う。
 - ・ メディアでの手話番組を放映するように働きかける。
- ③ 対象者の理解度に応じて手話・人工内耳に関する理解促進を図るため、一般の県民向け、医療関係者や言語聴覚士などの専門家向けなど、対象別のアプローチを検討する。
 - ・ 新生児への手話言語獲得の情報提供をしてもらうよう、医療従事者等との意見交換が行 える場を設け、医療従事者への正しい理解を啓発する。
 - ・ 県医師会、産婦人科会、耳鼻咽喉科医会との連携のもと、手話言語に対する正しい理解の 働きかけに努める。
- ④ 市町村に対して、県内市町村の条例制定状況や手話に関する取組状況について の情報を提供する。
 - 手話言語条例制定市町村間による意見交換の場を設定し、条例に基づく指針や推進計画 の作成ならびに実施状況の確認と評価を行い、必要に応じた改善などの意見交換や情報 提供を行う。
 - ・ 関係団体と協同した手話言語条例や差別解消法の継続的な学習会を開催する。また、条例 未制定市町村に対する働きかけを行うとともに、手話言語条例の制定に向けた進め方な どについて学習する場を設定する。
 - ・ 市町村に対して、手話言語条例制定に際しては当事者の意見を踏まえた策定を促すため のガイドラインやモデル指針を示す。
 - ・ 条例制定市町村に対し、施策推進委員会などの専門委員会(協議の場)を設置し「推進方針ならびに推進計画」の作成をおこなうよう働きかける。

- ⑤ 市町村に対して、手話講習会への幅広い層の参加促進や広域での開催を働きかけるとともに、手話講習会未開催市町村に対して引き続き開催を働きかける。
 - ・ 市町村に対し、厚生労働省から出されている指針(「手話奉仕員及び手話通通訳者の学習 指導要領について」) についての情報提供をおこなうとともに、指針に沿った(または上 回る) 講習会の開催を働きかける。
 - ・ 市町村と連携し、手話表現イラストや説明内容など「手話普及パンフレット」の統一化や 指針の提示を行う。
- ⑥ 地域の手話サークルなどの情報を県民に提供するとともに、活動支援を市町村 に働きかける。
 - ・ 県や市町村のホームページなどに埼玉県内の手話サークルの開催場所などを記載し、手 話を学び活動する場の情報を提供する。
- ⑦ 県が主催する手話講習会を充実させる。
 - ・ 手話だけではなく聴覚障害者の特性についても学ぶ講習会とし理解促進につなげる。
 - ・ 担当課以外の参加も増やすなど、県職員手話講習会を充実する。
 - ・ 病院、福祉施設、高齢者施設などの職員向け手話講座を実施し、手話への理解促進ならび に聴覚障害者の特性についての学びにつなげる。
 - ・ 市町村庁舎内での手話講習会の開催を検討する。

【学校における手話の普及等】

- ⑧ 福祉体験教育の題材として手話を取り入れ、ろう者との交流を通じた相互理解 を図ることを市町村教育委員会に働きかける。
 - ・ 小学校・中学校それぞれの授業の中に手話を学ぶ機会を増やしていくよう働きかけと支援 を行う。
- ⑨ 高校生に対する手話の普及方策を検討する。
 - ・ 授業の中に手話を学ぶ機会を増やしていくよう働きかけと支援を行う。
 - ・ 埼玉県版「手話パフォーマンス甲子園」を開催し、手話を学んだ学生どうしの交流の場を 創設する。

① 大学生への対応

- ・ 大学、専門学校に手話学科を創設し手話や聴覚障害について学ぶことで、手話通訳の養成 および手話のできる教員の育成につなげ人材を確保する。
- ・ 県内の大学・専門学校などで手話の授業(言語学として必須単位化)や体験学習の導入を 促進する。
- ・ ろう者や手話通訳者との交流を通じてろう文化について学ぶ場を設ける

- ・ ろうの学生が手話で学ぶことが出来る環境整備についての働きかけを行う。
- ろう学校教員・ろう児の手話獲得への援助
 - ・ 採用に当たっては、ろう学校の教員として資質、考え方、人物が適正であることを考慮するとともに採用後の初任者研修で聴覚障害に関する講義を多く取り入れる。
 - ろうおよび難聴の教員を目指す生徒を育成するとともに、ろうの教員を増やす。
 - ・ 特別支援教育のカリキュラムや教員免許状の更新講習などの教職員研修に、手話ならび に聴覚障害について学ぶ機会を設ける。
- ② 一般の学校に在籍する難聴の児童生徒への支援
 - ・ 担任の難聴理解を進める。
 - ・ 地域に在籍する聴覚障害児・生徒に手話学習の機会を提供する。
 - ・ 生徒とその保護者が手話言語を学ぶ機会を設ける。または支援をする。

【手話による文化芸術活動の振興】

- (ii) 大学の手話サークルなどの発表会や交流の場の提供に努める。
- ④ 学校が取り組む活動の場の提供に努める。
 - ・国際手話デー(9/23)に合わせた文化芸術祭の開催を検討する。
 - ・埼玉県版の手話パフォーマンス甲子園を開催する。
- ⑤ 手話によるダンスなど様々な文化芸術活動を、県民に知ってもらうためのPR 方策を検討する。
 - ・企業とのコラボレーション (例:サッカー手話応援、野球手話応援など)を行い、手話を普及する。
 - ・手話パフォーマンスなど、手話による文化芸術を創作する機会を提供する。
- ⑤ 2025年に日本でデフリンピックが開催されることを踏まえ、デフリンピックおよびろう者スポーツの啓発をするとともに、ろう者スポーツを通じた手話による交流の場を検討する。

(2) 手話を使いやすい環境整備

【情報へのアクセス】

① ろう者が、手話により意思を発信できる環境および手話による情報取得できる環境を整備する。

- ② ろう者の災害時における情報保障を確保するため、地域住民の手話ならびにろう者に対する理解が促進されるよう市町村に働きかける。
 - ・ ろう者の情報保障確保のためのガイド (マニュアル) を作成し、県民のろう者や手話への 理解促進を通じた災害時の情報保障を確保する。
- ③ ろう者の避難行動要支援者名簿への登録(個別計画の作成)が進むよう、手話 通訳者が同行するなど、ろう者が自己決定できるように丁寧な案内について市 町村に働きかけるとともに、ろう者の特性についての理解促進も働きかける。
- ④ 聴覚障害者災害時等情報提供ネットワーク運営支援事業への登録を促進する。
- ⑤ 災害時における避難所への手話通訳者・手話奉仕員の配置を円滑に進める他、手話による情報保障のための方策を検討する。
 - ・ 災害時の手話通訳の相互派遣に関する遠隔地域との協定について検討する。
 - ・ 公共施設にアイドラゴンを設置し情報提供に努める。
 - ・ 災害発生時、聞こえない人が情報を得られるよう手話通訳や字幕をつけた情報発信をお こなう。
- ⑥ 警察や消防の職員、ハローワーク、県立の施設職員などを対象とした手話講習会を開催する。
- ⑦ メディアによる情報保障がなされるよう方策を検討する。
 - 県内全ての公共施設などにアイドラゴンを設置し、手話による緊急放送などを提供する。
 - 県内の公共施設ならびに避難所において、デジタルサイネージを活用した手話による情報配信を行う。
 - ・メディアでの手話番組を増やす。
- ⑧ 手話を用いた情報発信を行う際には、ICTの活用について積極的に検討する。
 - ・ 埼玉聴覚障害者情報センターによる遠隔手話通訳事業に対する支援を行う
- ⑨ 電話リレーサービスの普及と推進
 - ・ 電話リレーサービスについての認知度を高め、利用者が使用しやすい環境を整備するため、電話リレーサービスについての啓発ならびに普及に努める。
- ⑩ 視覚による情報が得られる建築設備
 - ・ 駅や公共施設などの建築物でエレベーターを設置または改修する際に、文字による掲示 版やモニター設備を設置するほか、防災・防犯の観点だけではなく音声による非常設備

(電話)が使用できないろう者が視覚による情報が取得できるように、壁又は囲いの一部を有しないエレベーター(透明、または、ガラス等による窓付き)の設置を働きかける。

【手話通訳者等の確保、養成等】

- Ⅲ 「手話通訳者」が目指したい仕事となる環境を作る
 - 新たな言語を学ぶ興味、意欲が育つよう、幼い時期から手話を目にする機会を増やす。
 - ・ 専任手話通訳者及びコーディネーター、市役所等の設置手話通訳者、登録手話通訳者が 安心して働ける環境の構築や整備(身分保障)に努め進路先を広げる。
- ② 言語としての「手話」を広める
 - ・ 日本の手話を学ぶ際に、他の言語・他の文化への敬意を持ち、数の多少で軽視されることが無いよう「手話言語条例」をアピールすると共に、「手話は言語である」(言語とは何か)を発信する。
- ③ 手話通訳者の高齢化を踏まえ、大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話 通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代に手話通訳者を拡大していくた めの取組を行うとともに、その育成を市町村に働きかける。
 - ・ 市町村における手話通訳者養成の取り組みへの働きかけと支援を行う。
- ④ 施設で生活するろう者が手話でのコミュニケーションが円滑に行えるよう、施 設関係の職員を対象に手話を学ぶ機会を提供するとともに、聴覚障害について 学ぶ機会も提供する。
- ⑤ 市町村が実施する手話通訳者派遣事業の質が確保されるよう、市町村を支援する。
 - ・ 奉仕員養成で、手話学習者の裾野を広げ、手話通訳者養成で、通訳者としての専門性を 身に付けられるよう、市町村(奉仕員養成)と県(手話通訳者養成)が連携し、体系的に学 べるよう検討する。
 - ・ 市町村において、手話通訳者養成講習会を実施している地域と未実施の地域の格差を解 消するため、派遣事業実施地域において、手話通訳者養成講習会を受講しやすい環境整 備の施策(広域開催、保育付き、オンライン開講など)を検討する。

16 その他

- ・ 養成された手話通訳者が働けるような雇用の機会、条件整備を進める。
- ・ 埼玉県や市町村職員を対象とした研修会などで、手話通訳者の健康に配慮した働き方に ついて考える機会を提供する。
- ・ 手話通訳者の地域間格差(数・質)が広がらないように、手話通訳者の養成や認定のあ

- り方について検討をする。
- ・ 専門性の高い手話通訳(司法、知事会見、議会など)の依頼が増えていることを踏まえ、 より専門性の高い手話通訳者の養成に努める。
- ・ 県庁内に手話通訳者を設置する。

【事業者への支援】

- ① 手話講習会、研修会などの開催を支援する。
 - ・ 企業の規模やニーズに合わせた手話講習会、ろう者に対する理解促進に係る研修会など の開催を支援する。
 - ・ 聴覚障害者の雇用に関し、ハローワーク等から各事業者へ、環境整備も含めた情報に関するパンフレットを提供する。
- ② 企業に対し、手話を使いやすい環境整備および、手話環境の開発を促進する。
 - ・ 企業に対して、タッチパネルによる手話対応の案内板の開発を援助し、日本語や英語の ほかに手話言語で案内できるようにする。県立博物館やドライブスルーを設置している 店舗への導入を促進する。
 - ・ 医療機関に手話通訳者を設置できるよう、制度や体制を検討する。
 - ・ 遠隔手話サービスや電話リレーサービスを設置できるよう、制度や体制を検討する。

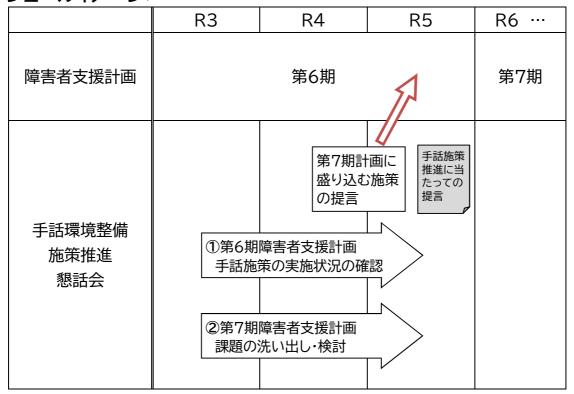
【手話に関する調査研究】

- ① 団体が行う手話の研究・保存やコミュニケーション支援に関する調査研究を支援する。
 - ・埼玉の手話DVD(埼聴協をはじめ、関係団体が集まった制作委員会発行)の制作を助成する。
 - ・埼玉県独自の手話表現を調査し保存研究を行う。
 - ・埼玉県独自の古い手話などの保存のための研究調査を行う。
 - ・手話学習辞典など全日本ろうあ連盟発行物を購入し、県立図書館や市立図書館などへ配布する。

令和5年度 手話環境整備施策推進懇話会の開催スケジュール

開催月		内容	
第 1 回	令和5年 6月30日 (金曜日)	第7期埼玉県障害者支援計画に盛り込む手話関連施策(案)について埼玉県手話施策推進に当たっての提言(案)について令和5年度懇話会の進め方について	
第 2 回	令和6年2月 (予定)	・第7期埼玉県障害者支援計画(最終案)に盛り込まれた手話に連施策について ・埼玉県手話施策推進に当たっての提言(案)についての確定 ・令和6年度の懇話会の進め方について	

<スケジュールイメージ>



埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県手話言語条例(平成二十八年三月二十九日埼玉県条例第十七号)第7条第2項の規定に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を 推進するに当たって関係者の意見を聴くために設置する埼玉県手話環境整備施策推 進懇話会(以下「懇話会」という。)について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、福祉部長が選任した者とする。
 - (1) 聴覚障害者団体の関係者
 - (2) 聴覚障害者支援機関の関係者
 - (3) 手話通訳の関係者
 - (4) 手話サークルの関係者
 - (5) 学識経験者
 - (6) 学校教育の関係者
 - (7) 障害福祉関係の行政職員
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

- 第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 座長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。
- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 懇話会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議 決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、福祉部障害者福祉推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

埼玉県手話言語条例

平成二十八年三月二十九日 埼玉県条例第十七号

手話は、物の名前や概念等を手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通に用いられている。我が国において、手話は、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、一方で長い間、手話を使う権利やろう者の尊厳が損なわれてきた。

埼玉県においても、ろう者は、偏見と闘いながら手話を大切に守り続け、手話を使用して生活を営み、手話による豊かな文化を築いてきており、その歴史の歩みと誇り は尊重されるべきものである。

そして、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。我が国においても、 平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、 平成二十六年に障害者の権利に関する条約が批准された。

しかしながら、ようやく手話が言語であることが認められ、手話に対する理解が求められるようになったものの、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

このような中で、埼玉県において、ろう者以外の者がろう者を理解し、互いに共生 することのできる地域社会を実現するためには、手話を広く普及し、県民一人一人が 手話に対する理解を深めていくことが必要である。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く埼玉県に普及していくことによって、ろう者とろう者以外の者とが手話により心を通わせ、相互に 人格と個性を尊重し合い、共生することのできる埼玉県をつくるため、この条例を制 定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。
 - 一 手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。
 - 二 ろう者とろう者以外の者とが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生すること を基本として、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重す ること。

(県の責務)

- 第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ろう者が 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理 的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するもの とする。
- 2 県は、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村等との連携協力)

- 第四条 県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村 その他関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。
- 2 県は、前項の環境の整備に当たっては、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民等の役割)

- 第五条 県民及び地域活動団体(地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。)は、基本理念を理解し、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。
- 2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。
- 3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び 手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者 が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第七条 県は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項に規定する

- 都道府県障害者計画において、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定め、 これを総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 県は、前項の手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たっては、 ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場 を設けるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

- 第八条 県は、市町村その他関係機関、ろう者、手話通訳者等及び関係団体と協力して、 手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。
- 2 県は、手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の手話を学習する取組を推進するものとする。

(情報へのアクセス)

- 第九条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信 技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。
- 2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに 取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。 (手話通訳者等の確保、養成等)
- 第十条 県は、市町村その他関係機関及び関係団体と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上並びに手話通訳に関する普及啓発に努めるものとする。

(学校における手話の普及等)

- 第十一条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒(以下この条において「ろう児等」という。) が通学する学校の設置者は、当該ろう児等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、 当該ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関 する相談及び支援に努めるものとする。
- 3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に規定する事項を推進するため、手話の 技能を有する教員(ろう者の教員を含む。)の確保及び教員の専門性の向上に関する研 修等に努めるものとする。

- 4 県は、学校において、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会を充実 させることにより、その相互理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。
- 5 県は、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓 発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第十二条 県は、第六条に規定する事業者の取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話による文化芸術活動の振興)

第十三条 県は、手話による文化芸術活動の振興を図るため、当該活動に対する協力その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十四条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。